| | | |
|---|---|---|
| 第二十八条第四項第二号 | 第十条第四項第一号イ | 附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号イ |
| 第二十八条第五項第二号 | 第十条第四項第二号ロ(1) | 附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第二号ロ(1) |
| 第二十八条第九項第二号ロ(1) | 第十条第四項第一号 | 附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号 |
| 第二十八条第九項第二号ロ(2) | 第十条第四項第二号ロ(1) | 附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第二号ロ(1) |
| | 同号ロ(2) | 算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第二号ロ(2) |
| 第二十八条第九項第三号ハ | 第十条第四項第一号 | 附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号 |
| 第二十八条第十項第三号 | 第十条第四項第二号ロ(1) | 附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第二号ロ(1) |
| | 同号ロ(2) | 算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第二号ロ(2) |
| 第二十八条第十三項 | 第十条第三項第一号 | 附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第一号 |
| | 同項第二号 | 算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第二号 |
| 第三十一条第二項第一号イ | 被保険者 | 一般被保険者 |
| 第三十一条第二項第一号チ | 執行に要する費用 | 執行に要する費用及び退職被保険者等に係る費用 |
| 第三十一条第二項第二号ロ | 国民健康保険保険給付費等交付金 | 国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等に係る部分を除く。） |